

◎規約改定(案)

第2条(所在地) 本連盟は、本部を 川崎市宮前区南平台 17 番 3-204 渡部信子宅に置く。

○現行規約

川崎市多摩区合唱連盟 規約

- 第1条(名称) 本連盟は、川崎市多摩区合唱連盟と称する。
- 第2条(所在地) ~~本連盟は、本部を川崎市多摩区榊形6丁目10番5号小川聖子宅に置く。~~
- 第3条(目的) 本連盟の目的は以下の通りとする。
- 1) 合唱音楽の普及と地域文化の向上を図ること。
 - 2) 加盟団体の技量向上と相互の交流の活性化を図ること。
- 第4条(事業) 本連盟は、前条の目的を果すために地域自治体や他団体の協力を得て次の事業を行う。
- 1) 合唱の集い等の演奏会の開催
 - 2) 合唱の技量向上のための研究会や講習会の開催
 - 3) その他本連盟の目的にかなう事業
- 第5条(会員) 正会員は、川崎市多摩区及び近隣において合唱活動を行っている団体とする。
尚、会員名簿には、代表者の氏名・住所・連絡手段を併記する。
- 第6条(入退会) 書面をもって事務局に申し込めば、何時でも入会、退会が出来る。
- 第7条(会費) 正会員は、総会が定める年会費を、本連盟の運営経費として納入する。
尚、退会において既納の年会費は事由の如何に関わらず返却しない。
- 第8条(総会)
- 1 全ての正会員、及び全ての指導者(第10条2項による。以下同じ。)が総会を構成する。
 - 2 定例総会は、理事長が毎年1回、会計年度の終了から1カ月以内を目処に招集し、正会員、及び指導者の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 総会は、本連盟の最高決議機関であり、理事長が提案する事項について審議する。
 - 4 議決は、出席者の過半数の賛否をもって行う。
 - 5 議決権は、正会員、及び指導者に各1個とする。
 - 6 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合に理事長が招集する。
- 第9条(総会議長) 総会の議長は、当該総会における出席者の中から選出する。
- 第10条(役員)
- 1 正会員は、本連盟の運営のために役員を派遣するものとする。
 - 2 本連盟は、合唱指導に長けた方に運営の指導者として役員を委託することが出来る。
 - 3 全役員で理事会を構成し、全員理事となる。
 - 4 理事会の、理事の定数は以下の通りとし、任務分担は理事の互選によって決定する。

理事長	1名
副理事長	2名以内
理事	7名以上9名以内(事務局長1名を含む)

- 第11条(理事会) 1 理事会は、本連盟の運営について審議し、以下の任務を実行する。
- 理事長は、本連盟を代表し会務を統括する。
 - 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代行する。
 - 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
 - 理事は、会計、書記、庶務、広報、会計監査の任務を分担する。
- 2 定例理事会は、年3回開催し、理事長が招集する。
- 3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛否をもって行う。
- 4 議決権は理事各1個とする。
- 5 必要に応じ臨時理事会を理事長が招集する。

第12条(役員の任期) 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 第13条(事業の推進) 1 第4条に定める事業を推進するために、正会員は実務担当者を派遣するものとする。
- 2 具体的な事業項目及び予算は、総会にて決定する。
 - 3 事業の具体的な推進方法は、理事会にて決定する。
 - 4 事業の推進費用は、参加費、補助金、寄付金、協賛金その他によって賄う。
 - 5 事業の推進に関する具体的な事項は、必要に応じ別途細則に定める。

第14条(事業年度) 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第15条(その他) 1 本連盟は、連盟の運営に功績のあった個人を名誉会員と称して役員名簿に記載し、その功績を顕彰する。
- 2 活動を休止した正会員の内、本連盟が第3条の目的を実現するために、将来においても活動を共にしたいと考える会員を準会員と称して役員名簿に記載し、再開を応援する。

以上

(付則1) この規約(改定版)は、令和7年4月24日から実施する。

(付記2) 旧規約の改訂履歴

- 1.平成17年3月9日より旧規約を実施した。
- 2.平成18年4月12日の総会にて、第4条に「賛助会員」を追加した。
- 3.平成27年4月8日の総会にて、第2条に「所在地」、第3条に「設立日」を追加し、旧2条から以下の条文を2条ずつ繰り下げた。
- 4.令和5年4月25日の総会にて、第2条(所在地)を変更した。

(付記3) 役員名簿の改訂履歴

- 1.平成31年4月10日の総会にて、「名誉会員」を2名、役員名簿に記載した。
- 2.令和6年4月22日の総会にて、「準会員」を1団体、役員名簿に記載した。